

## クリスマス会



息子が通う幼稚園の行事の一環としてクリスマス会が開催されました。

年長さんは「金のガチョウ」というグリム童話の劇をやりました。息子は（主人公ではありませんが）王様役に抜擢され、緊張しつつも見事に長ゼリフをこなしていました。

王様は、生まれてから一度も笑ったことがないお姫様を心配し、なんとか笑わせようとする役どころです。

お姫様は最終的には笑うのですが、笑っているお姫様の隣に、緊張のためかクスリともしない無表情の息子がいて、とてもシュールな絵になっていました。あえて善意解釈をすれば、王様とお姫様は笑いのポイントが違うというかんじでしょうか。

※ コロナの感染拡大防止に配慮したかたちで開催されています。

### 相続人の確定

ある人が亡くなると、その人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本、除籍謄本が必要となります。これらを見れば、結婚歴、子どもの有無や人数がわかります。

亡くなった方が独身で子どももない場合、その方の両親が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本も必要となり、かなり遡ることとなります。遡りながら「大正」の元号を発見すると、この頃は鬼滅隊が鬼と戦っていたのかもしれないあとなとついつい想像してしまいます。

## 相続分の譲渡

全相続人の間で話し合いがまとまらない場合があります。話し合いをする際の相続人の態度は概ね以下のとおりで、このうち1と4の態度を取られると協議では解決せず、家庭裁判所に調停を申し立てなければなりません。

1. 遺産の内容や分配方法を積極的に争いたい。
2. 積極的には争わず法定相続分だけきちんともらえればよい。
3. 遺産の取得を望まない。
4. 無視、無関心（遺産の取得を望むか望まないか意見を表明しない）

申立てをする際には、遺産の取得を望まない人を含めて全員を巻き込んで申立てをするのですが、裁判所への出頭の負担等を免れたい場合、特定の人に相続分の譲渡をすることで手続から離脱することができます。譲渡を受けた他の相続人は、その分、自らの取り分が増えることとなります。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設